

ご案内の一例です

平成22年1月13日

三井 信夫 様

(加入員番号1234-5)

日本ボウリング場厚生年金基金

連絡先：03(5642)6448

脱退一時金受給手続きのご案内

あなたは、21年11月1日で厚生年金基金の加入員資格を喪失されたことにより、当基金の脱退一時金の受給資格を取得されることとなりました。

脱退一時金は、あなたの選択により、「脱退一時金として受け取る方法」と「将来、年金として受け取る方法」がありますので、いずれの方法を選択されるかを当基金へご連絡していただく必要があります。

当基金は、あなたの選択した内容に基づき、脱退一時金の支給などの手続きを実施しますので、以下ご一読のうえ、あなたが選択した内容を別添「選択届」にて当基金宛ご提出ください。

【あなたがお受け取りになれる脱退一時金】 148,xxx円

(脱退一時金は所得税法上の「退職所得」として扱われ、退職所得控除が適用されます。)

1. あなたが脱退一時金として受け取る場合

平成22年1月22日までに、「脱退一時金で受け取る」旨を選択し、必要書類を当基金へご提出ください。

2. あなたが脱退一時金を、将来、年金として受け取る場合

(1) 将来、年金として受け取る方法を以下「3. あなたが将来、年金として受け取る場合の選択肢」の中から選択し、選択した内容を当基金へご提出ください。

(2) 当基金は、上記脱退一時金を「脱退一時金相当額」としてあなたが選択した移換先へ移換します。

●移換申出期限：平成22年9月30日

(上記期限までに、あなたが選択した移換先を当基金へご連絡ください。)

資格喪失の日から概ね10ヶ月後の月末

●脱退一時金相当額：148,xxx円

(当基金からあなたが選択した移換先へ上記脱退一時金相当額を移換します。)

●算定基礎期間：5年△ヶ月

(上記脱退一時金相当額を算定する基礎となった期間です)

3. あなたが将来、年金として受け取る場合の選択肢

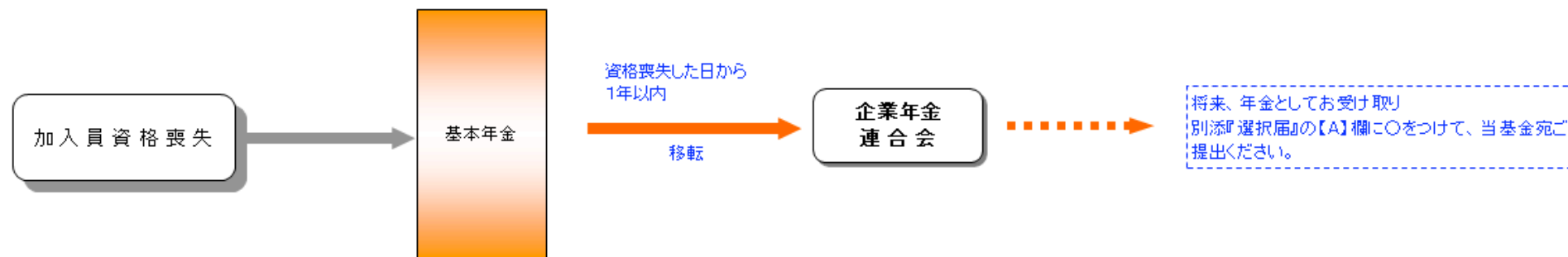
- (1) あなたが資格を喪失した日から1年以内に再就職した企業が、確定給付企業年金を実施していて、脱退一時金相当額の移換を受けることができる制度の場合
- あなたは、次の2つのうちいずれかを選択することができます。
- ①再就職先が実施している企業年金制度へ脱退一時金相当額を移換することができます。
 - ②再就職先が実施している企業年金制度へは移換せず、企業年金連合会（※1）へ脱退一時金相当額を移換することができます。
- (2) あなたが資格を喪失した日から1年以内に再就職した企業が、確定拠出年金を実施している場合
- あなたは、次の2つのうちいずれかを選択することができます。
- ①再就職先が実施している企業年金制度へ脱退一時金相当額を移換することができます。
 - ②再就職先が実施している企業年金制度へは移換せず、あなたの基本年金の支給義務移転とあわせて企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換することができます。
- （支給義務の移転については別紙「支給義務移転のご案内」をご参照ください。）
- (3) あなたが資格を喪失した日から1年以内に再就職した企業が、厚生年金基金を実施している場合、もしくは確定給付企業年金を実施しているが、脱退一時金相当額の移換を受けることができない年金制度の場合
- あなたは、次の選択をすることができます。
- ①企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換することができます。
- (4) あなたが資格を喪失した日から1年以内に再就職した企業が企業年金制度を実施していない場合、あなたが資格を喪失した日から1年以内に再就職しない場合、もしくは国民年金の第1号被保険者となった場合で、あなたが個人型確定拠出年金に加入した場合
- あなたは、次の2つのうちいずれかを選択することができます。
- ①あなたの基本年金の支給義務移転とあわせて企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換することができます。（支給義務の移転については別紙「支給義務移転のご案内」をご参照ください。）
 - ②国民年金基金連合会（※2）へ脱退一時金相当額を移換することができます。
- (5) あなたが資格を喪失した日から1年以内に再就職した企業が企業年金制度を実施していない場合、あなたが資格を喪失した日から1年以内に再就職しない場合、もしくは国民年金の第1号被保険者となった場合で、あなたが個人型確定拠出年金に加入しない場合（個人型確定拠出年金の運用指図者である場合を含む）
- あなたは、次の選択をすることができます。
- ①あなたの基本年金の支給義務移転とあわせて企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換することができます。（支給義務の移転については別紙「支給義務移転のご案内」をご参照ください。）
- ※1、※2……企業年金連合会、国民年金基金連合会の各制度概要（手数料等）は、直接お問い合わせください。

4. その他

- (1) 上記「3. あなたが将来、年金として受け取る場合の選択肢」については、別紙2-1、2-2〔フロー図〕をご参照のうえ、ご確認ください。
- (2) なお、移換申出期限までにご選択内容についてお届けがない場合は、企業年金連合会へ移換いたします。

〔フロー図〕 支給義務移転に関する選択肢について

1. 企業年金連合会へ移転する場合

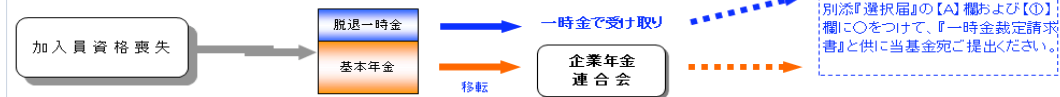


2. 選択を保留する場合

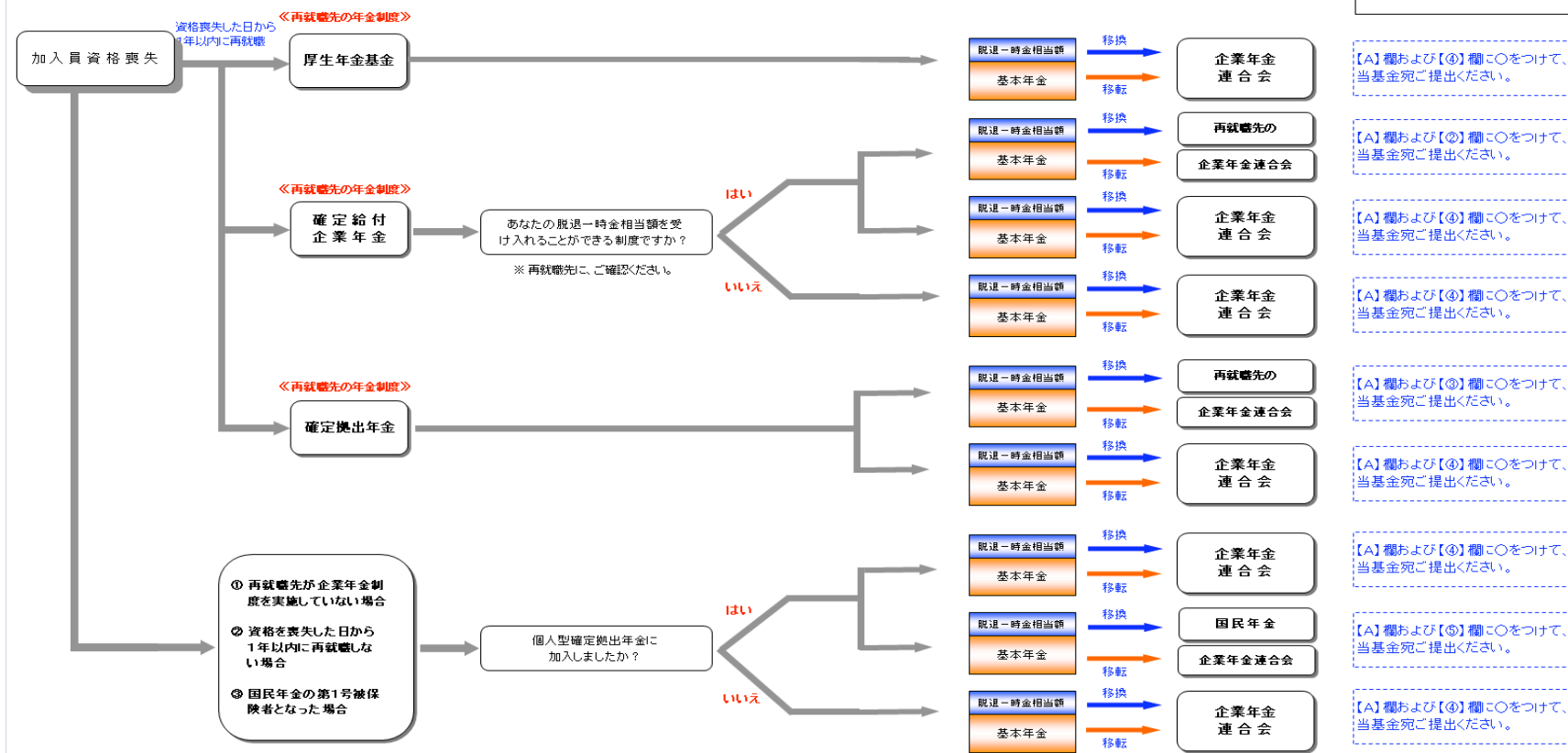


【フロー図】 脱退一時金に関する選択肢について

1. 脱退一時金として受け取る場合



2. 脱退一時金を、将来、「年金」として受け取る場合



3. 選択を保留する場合

